

近代日本における植民地体育政策の研究（第3報）

—帝政への移行と日満ファシズム体育体制の強化—

保健体育教室 入 江 克 己

A Study of the Colonial Policy of Physical Education by the Pre-War
Japanese Authorities (Part 3)

— Movement from a Dictatorship to Imperial Government and the Strengthening
of Ultrationalism in Physical Education in Japan and Manchukuo —

Katsumi IRIE*

はじめに

1934年に執制から帝政へと移行することによって日満の癒着とファシズム体制が強化されるとともに、それに呼応して満州体育連盟を中心とするスポーツ組織のファッション的再編と、例えば東亜競技大会に象徴されるように、日本のイニシアチブによるスポーツ・イベントを介在させた東亜スポーツ文化圏の拡大・強化が画策されていく。また、満州国における治外法権撤廃と行政権の委譲にともなう植民地教育ならびに体育政策機構・制度の改編を通して日満国民精神・体力総動員体制が強化されていくことになるが、この小論では、主として帝政期の1940（昭和15 康徳7）年までの日満スポーツ体制を対象に以下の点を明らかにしたい。

- (1) 執政から帝政への移行と溥儀の訪日による日満ファシズム体制の強化の過程
- (2) 新体制下における体育・スポーツ政策とその理念
- (3) 大満州帝国体育連盟・日本におけるファシズム体育体制と満州国の植民地体育政策の癒着と強化の過程
- (4) 日満ファシズム体制によるスポーツ・イベントの展開と日満国民精神・体力総動員体制強化の過程

1. 帝政の実施と溥儀の訪日

(1) 執政から帝政へ

1932(昭和7)年の5・15事件により犬養内閣が倒れ、代わって斎藤実内閣が登場する。外務大臣に内田康哉、陸軍大臣には荒木貞夫が留任したが、荒木や柳川平助陸軍次官、真崎甚三郎参謀次長

* Department of Health and Physical Education

等は、国体明徴派であり、関東軍（小磯国昭参謀長，後首相）とともに満州国における帝政への移行を画策していた。

また満州においては協和会奉天支部が1934（昭和9 大同3）年1月18日，帝政促進市民大会を実施し，執政の皇帝推戴を決議しているが，その他の地区でも皇帝推戴の国民運動が展開されていった。

こうして1934（康徳元）年1月20日，鄭孝胥等は國務院大会議室で「新国是決定皇極奏請」の会議を開き，建国2周年記念日である3月1日に即位式を実施し，君主政体の樹立を決議したのである。そして1934年3月1日，新京において即位式を実施するとともに，式後，即位詔書により帝政実施を布告しているが，その即位詔書は，「天命を敬承せさらんや，其大同三年三月一日を以て皇帝の位に即き，改めて大同の年号を康徳となし，仍は満州の国号を用ゆ，世難未だ艾きず，何ぞ敢て苟安せん。有らゆる守国の遠図，経邦の長策は常に日本帝国と協力，同心以て永固を期すへし⁽¹⁾」と，満州国の将来的な発展は日本との提携の強化以外にはないと唱っている。

また同月5日，溥儀は，張軍政部大臣に軍人勅諭を下賜する一方，帝政実施とともに満州国は，3月2日付けで日本政府に帝政実施を通告し，日本政府は，菱刈特命全權大使名をもって同日付けで承認している。こうして帝政実施にともなって1932年の政府組織法は廃止され，新たに組織法が公布された。

同組織法は，「第一章 皇帝 第二章 参議府 第三章 立法院 第四章 國務院 第五章 法院」にわたって規定しているが，例えば「第一章 皇帝」では「第一条 満州帝国は皇帝之を統治す 帝位の継承は別に定むる所に依る 第二条 皇帝の尊嚴は侵さるることなし 第三条 皇帝は国の元首にして統治権を総攬し，本法の条規に依り之を行ふ……第十条 皇帝は戦を宣し，和を媾し，及条約を締結す 第十一条 皇帝は陸海空軍を統率す⁽²⁾」ること等を定めているが，これも明治憲法と酷似するものであった。

（2）溥儀の訪日と回鑾訓民詔書

ところで帝政実施を慶祝するために，秩父宮が渡満している。満州国は，1934年4月，鄭孝胥國務総理と熙洽宮内府大臣を帝政実施報告の特使として日本に派遣し，翌1935（昭和10 康徳2）年4月，秩父宮の渡満に対する答礼として溥儀が訪日しているが，溥儀は4月2日，大連から日本側の軍艦比叡で同6日に横浜に入港し，午前11時30分に東京駅に到着。同4月23日に神戸を離れてい

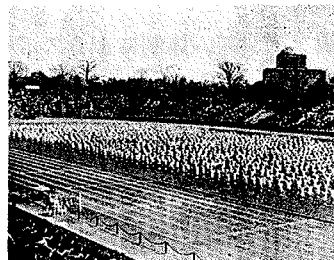
資料一 溥儀の皇帝即位式と訪日



（上）1934年3月1日，皇帝即位に際し郊祭の儀に臨む溥儀
（左）1935年，訪日時の溥儀と昭和天皇

*山室伸一『キメラ—満州国の肖像』（中央公論社 1993年）による

資料二 満州国皇帝奉迎運動会



*『体育と競技』（昭和10年5月号）による

る。その際に溥儀を歓迎する運動会が明治神宮競技場で開催されている(資料-1参照)。

この溥儀の訪日について『満州建国十年史』は、「第一に康徳元年三月御挙行あそばされた登極の大典慶祝に就き、日本、皇室より御名代秩父宮殿下を御差遣遊ばされたに對する御答礼の爲めであり、また第二には我が国建国以來、終始一貫、不易の熱意を以て理想国家建設の大業を支持してきた日本の仗義と援助に對して、皇室を始め奉り、全国民に感謝あらせらるるの思召しに出でさせられたものである。又第三には、畏くも御躬ら日滿親善の範を垂れさせ給ひ、御抱懷あそばさるる御理想を御躬ら自ら示させ給うことにあつた」のであり、「此の第一回の御訪日は、日滿兩國の歴史に新しき生命を注入したものと、兩國の歴史に一心時期を画する大事件であつたと同時に、畏くも皇帝陛下に於かせられては、これに依つて日本皇室の御情誼と御仁徳とに深く感激あそばされ、日本興國の由来と現実とを愈々深く御賢察あさせられた⁽³⁾」と記している。

そして康徳2年5月2日、「朕 登極より以來、……躬から日本皇室を訪ひ、^{しゅうぼくれんかん}修睦連歡以て續慕を伸へんことを思ふ、今次東渡宿願を克く遂ぐ、日本皇室懇切相待ち^{つぼ}備さに優隆を極め、其臣民熱誠迎送亦礼敬を殫竭せざるなし、……我國建国より以て今茲に^{およ}速ふまで皆友邦の仗義尽力に頼り、以て丕基を奠めたり、……朕 日本天皇陛下と精神一体の如し、爾衆庶等更に當に仰いて此の意を体し、友邦と一徳一心以て兩國永久の基礎を奠定し、東方道德の真義を発揚すべし、則智大局の和平、人類の福祉必ず致すべきなり、凡そ我か臣民務めて朕か旨に遵ひ、以て万禩に垂れよ⁽⁴⁾」とする回鑾(=帰国)訓民詔書が渙発され、この詔書の渙発をもって「訪日宣詔記念日」とされたが、『満州建国十年史』は、次のように記録している。

「満州國の文教の最初の出立点は、皇帝陛下の訪日宣詔の日に在りとするを以て正当なりとすべきである。即ち康徳二年五月二日である。此の時を以て満州國の教育の根本精神が明らかにされたのであり、此の時よりして満州國の教育は鮮かなる建国精神の下に躍動するに至つたものである。……訪日宣詔の意義は日滿一徳一心の闡明である。

それは単なる理の宣言ではなくして、皇帝陛下が親しく日本皇帝を訪ひたまひ、その温かき根本生命に感觸したまうたのである。即ち満州國文教の出立点は日本の國家の中心たる皇室に流れるる悠久無限にして暖かき根本生命の感觸にありと言わねばならぬ。斯かる意味に於て満州國の文教の出立点は生命に満ちたるものである。⁽⁵⁾」

(3) 「満州帝國協和會の根本精神」

また、1936(昭和11 康徳3)年9月18日の満州國建国記念式において植田閔東軍司令官、張景惠等が出席して「満州帝國協和會の根本精神」(いわゆる植田-閔東軍司令官-聲明)が発表された。この聲明は、協和會が國家機構として「建国精神の普及と國民訓練のための唯一の思想的、教化的、政治的實踐団体であり、政府に従属せず、また對立せず、政府の精神的母胎であるとして、その政治的性格を明らかにした⁽⁶⁾」ものであるが、具体的には、次のように述べている。

「一、満州帝國の政治の特質

満州國の政治は民主主義的議會政治の^{ひん なら}翬はす、専制政治の弊に陥らず、民族協和し、正しき民意を反映せる官民一途の獨創的王道政治を實現す

二、協和會創立の意義

協和會は満州國と共に生れ、國家機構として定めたる団体にして建国精神を無窮に護持し、國民を訓練し、其の理想を實現すべき唯一の思想的、教化的、政治的實踐組織体なり。實踐して偏することなく、結合して私するなし

三、満州国政府と協和会との関係

建国精神の神髓は協和会の体得すへき唯一絶対の物なり，建国精神の政治的発動，顕現は満州国政府に拠り，其の思想的，教化的，政治的实践は協和会に拠るべく民意の暢達^{ちやうたつ}，之に依りて期すへし，従って協和会は政府の従属機関に非ず，対立機関に非ず，政府の精神的母胎なり，政府は建国精神，即ち協和会精神の上に構成せられたる機関にして，其官吏は協和会精神の最高熱烈なる体得者たるべきものなり

真の協和会員が政府に入り，又は野にありて政治，経済を指導し，思想を善導し，建国精神を以て動員を完成する時，王道政治の実現は期待せらるへし⁽⁷⁾

この植田声明がいう「王道政治」とは、「八紘一字」を意味するものにほかならず，満州国と一般民衆の民意を媒介し，かつ世界制覇を画策する半官半民的な組織として協和会の大衆化路線を改めて強調したものであるが，この声明は，単に満州国内にとどまらず，2・26事件以後の軍部，なかならず陸軍による政党内閣制を否定する専制独裁イデオロギーとして影響を与えることになる。

2. 満州体育連盟の再編と日満ファシズム体育体制の強化

(1) 大満州帝国体育連盟の設立

帝政実施から新学制実施までにおける体育政策の顕著な例は，大満州体育連盟，満州国武道会の設立であろう。帝政実施を記念する「満州国帝政実施慶祝大運動会」が1934（昭和9 康德元）年6月に実施されるとともに，9月には，第3回満州国体育大会が南嶺に新設された国立総合グラウンド（1933年に工事に着手，1936年に第1期工事終了）で，グラウンド開きをかねて実施されている。

大会には，8団体700名が参加し，選手権種目として新たに男子ハンドボール，男女卓球，選手権外種目として野球，拉式足球（ラグビー）が加えられ，陸上では14の大会新と13の満州国新記録が出たという。そして第1回日満建国大運動会の実施とともに設立された満州国体育協会は，帝政への移行と同時に設立された「大満州帝国体育連盟」に再編された。その理由は次の点にあった。

すなわち(1)国際オリンピックならびに極東大会参加問題の経緯から，純然たる運動競技団体の国家統制機関の確立が必要とされたこと。(2)運動競技の急速な発達によって，種目別による指導，普及体制を強化しなければならなかったこと。(3)学校体育の重要性に対して体育行政組織の整備・拡充が必要とされ，広範囲な分野にわたる体育の執行機関であった旧協会の性格を改め，行政機構において直接執行する領域を明確にすべき必要に迫られたことである。

その理念は，究極的には体育・スポーツ組織の国家的統制，建国精神・民族協和・一億一心という精神的土壌，さらには人的資源体制の強化に収斂させることにほかならなかった。

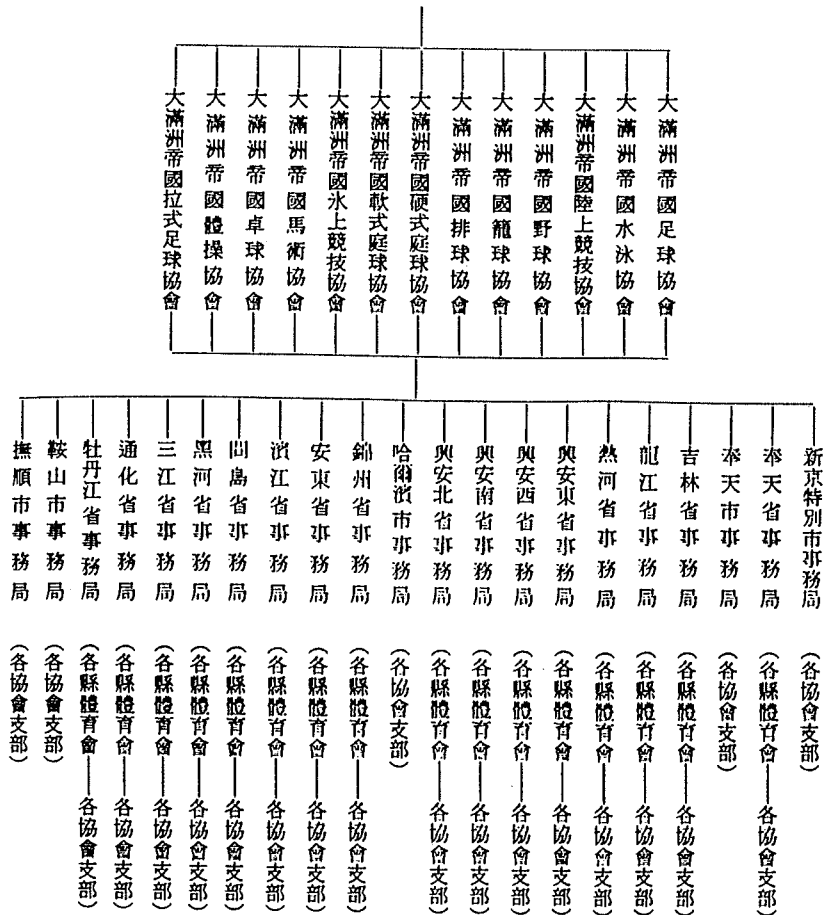
「建国元年四月，大同アジアの黎明を祝福して民族協和の大理想の下に開催せる建国記念第一回大運動会と共に，本連盟の母体満州国体育協会を創設し，爾来国内治安工作の進展に伴ひ，漸次地方的に体育運動の普及を見るに至り，陸上競技，足球，籃球，排球に吾々著しき発達を見，大同元年より短日月に整備しつつある我国運とスポーツの進歩が将来に正比例せるを立証するに充分なるものがある。

康德元年七月，新年度活動方針の樹立に際し，体協の組織，機能と国内運動競技団体の現況に鑑み組織を改変し，即ち従来の体協本部並支部の単一的組織を拡大して各種運動競技別協会に依る有機的練盟組織とし，地方事務局との円滑なる連絡に依って全国運動競技団体の合理的統制機関とし，逐次修正を加へ，現在に及備した次第である。……

越へて^マ作年十二月、從來日本帝国が現に我国に於て有する一切の治外法権を完全撤廃し、南満州鉄道付属地行政権を全面的に移譲するに因り、我が体育运动団体に於ても其の国策の根本趣旨に基き、両国間に於ける運動競技者統制に関する協定を結び、從來満州に於ける二元的統制を渾然一体とし、満州国内に居住する日本人競技者も名実共に民族協和の本質に従ひ、而して一億一心、不可分関係にある両国体育运动を一層密接にすると共に、両国の並行的向上を期することとなつたのである。

抑々運動競技の健全なる発展が其の組織の運営如何にある事は之れを列国に徴し、明なることで、我満州国が世界列強に対し新興国の正義を認識せしめ、東亜永遠の平和を誠すべく、これが礎石ともなるべき人的資源、即ち体育运动により剛健なる身体を鍛練し、建国精神を鼓吹し、国民の資質を向上し、初期の目的達成に邁進している現況である。⁽¹⁾

資料— 3 大満州帝国体育連盟組織図



* 満州国民生部『満州国体育行政概要 上』(225ページ)による

そして「指導精神及特質」として次のように唱っている。

「本連盟は建国の根本理想の下に建国精神の涵養と体育運動を通じて民族協和の実を挙げると共に、国民体力の向上と健全なる運動競技の普及、発達を図り、以て全国体育運動団体の統制、指導は勿論であるが、其の目的の期する処は満州国の国情並に気候、風土を考慮し、満州国の将来を背負ふべき青少年を中心とし、精神、肉体両方面よりして奨励すべき運動競技に重点を置くと共に、一方民衆体育の徹底、普及に特に心懸け、之が具体的方法として建国体操を制定し、学校に対しては文教部に於て訓令を以て之が普及を企図し、本連盟は之が社会一般に対する普及に努め、更に康德三年よりは建国記念日、訪日宣詔記念日、(満州 筆者注) 事変記念日を以て建国体操日と定め、本体操の全国的実施に依り其の普及を期すると共に、本記念日の意義を永遠に銘記する事にせり。

更に本連盟の運動競技に対する指導目標は前述せるが如く、国民の体力向上と民族協和の重大使命を持つ関係上、国民性に立脚せる、即ち大衆的スポーツを中心に各競技の並行的発達を期し、建国以来専ら連盟組織の内容充実を計った次第である。(2)」

この大満州体育連盟の組織は(資料-3)のようになっている。同連盟は、以上のような設立精神・特質等を要約し、その目的について「本連盟は全国体育運動を統制し、国民体力の向上と健全なる運動競技の普及、発達を図り、以て国民精神を作興し、其の資質を向上せしむる共に、民族協和の実を挙ぐる(3)」ことであると規定している。

同連盟規約によれば、名誉総裁を國務総理大臣をあて、総裁には民生部大臣、理事長には民生部次長が就任することになっている。また、その事業として次のような活動を行なうとしている。

「一、政府、其の他公私機関に対し体育運動に関する意見の提出

一、運動競技諸施設に関する意見の提出

一、満州帝国体育大会の開催

一、建国記念大運動会の開催

一、国際競技会の開催

一、各種運動競技規則の統制

一、運動競技に関する講演会、講習会、映画会、巡回指導の実施

一、機関誌『満州体育』の発行並に其他刊行物の出版

一、其他本連盟の目的遂行の上必要な一切の事業

(4)」

(2) 満州帝国武道会の創設

康德元年3月、名誉会長を國務総理、会長を民生部大臣とする「満州帝国武道会」が設立されたが、同会の設立にいたる経緯について「本会は満州帝国建国と共に、満州国中央官署の同好の有志にて設立せられ、単なる新京のみの行事を行ひ、其の名称を満州国柔道会、満州国剣道部と称せり。

康德元年三月、曠古の御大典を卜し、御大典記念全満武道大会を開催し、天覧を奉迎、以て祝意の微衷を表し、合て全満的行事となし、本会を満州帝国武道会と改名せり。

満州国武道会は満州国の立場より純粋日本武道を民族岐視の見を去り、広く武道精励の士を糾合し、一は之で報本反始、義勇公の精神を養ひ、一は以て質実剛健の士風と熱烈真摯なる武技の錬磨と振作を目的として結成せられてより年々内容竝事業は拡大せられ、……全満各主要都市に十五箇所(新京特別市、奉天市、ハルピン市、吉林市、チチハル市、安東市、撫順市、鞍山市、錦州市、遼陽市、牡丹江市等のほか、間島省、通化省、熱河省、興安東省、興安南省等の各省、康德5年には、主要都市の25に拡大する 筆者注)に支部を設置し、全満武道関係団体の一元的統制と武道の

宣揚を図り、以て国民品性の陶冶と民族協和の実を垂げ、我国創建の大理想徹底に重要な貢献を為しつつあり⁽⁶⁾」としている。そして、この武道会その設立趣旨について、こう述べている。

「盟邦日本帝国の仗義援助により、不朽の大業を開きて盤石の国基を奠定せる我が満州国は、盟訪と咸有一徳を以て建国精神となすべきは言を俟たず、恭しく惟るに盟邦固有の武道は、実に智仁勇の三者を以て体となし、惟れ誠、惟れ義、身を捨てて道に殉ずるを以て用となし、神祖、肇国より茲に三千年、国威の威々として八紘に光被する一に斯道の発揚に之れ由らずんばならず、

我邦の盟邦と咸有一徳を以て建国の精神となす、亦洵に日本武道の錬磨と体得とを棄てて他に合契醇化の門あるなし。是れ本会を創立せる所以にして、吾人は本主旨の宣明する所に勇往邁進し、東方武道の精華が必ず治国平天下の鴻謨に貢献することを確信すると共に、拳国の士翕然として賛成せらるることを疑はざるもの也。⁽⁶⁾」

この主旨は、規定において「本会は満州国の立場より純粹日本武道を民族岐視の見を去り、広く武道精励の士を糾合し、一は以て報本反始、義勇奉公の精神を養ひ、一は以て質実剛健の士風と熱烈真摯なる武技の錬磨を振作するを以て目的とす⁽⁷⁾」と表現されているが、要するに「満州国の立場から純粹日本武道を民族岐視の見を去り、広く武道精励の士を糾合して、義勇公の精神を養ひ、且つ、質実剛健の士風と、熱烈真摯なる武技の錬磨と振作とを目的⁽⁸⁾としたものにほかならなかった。

またその「事業」として「一、大典記念全満武道大会の開催（毎年秋） 二、訪日宣詔記念武道大会の開催 三、全満中等学校武道大会の開催 四、其の他対外試合の開催（日本学生連盟、東京各大学との対抗試合等） 五、各武道審判規定の統制 六、其の他武道の普及、発達に関する一切の事項⁽⁹⁾」が挙げられており、1937（昭和12 康徳4）年12月1日の治外法権の撤廃等にもなって、それまで独自の位置にあった満鉄付属地内の武道関係者も同会に加盟している。

この武道会の創設をきっかけとして各種の武道大会が開催されるようになる。つまり同会の設立と同月に全満武道大会（以後、皇帝の出席を求めて毎年10月に満州最大の武道大会になる）、同月10日、全満南北対抗武道大会、6月に全満中等学校武道大会、8月には満・日学生対抗武道大会、10月には全満青年学校武道大会、さらに11月には全満大学・高専武道大会が開催されており、後の康徳7年には新京に中央の道場として神武殿が建設されることになる。

その参加規模はどのようなものであったのか。例えば、1939（昭和14 康徳6）年の「大典記念全満武道大会」についてみると、柔・剣・弓道に参加団体141団体、総勢1,500人に達している。また1938（昭和13 康徳5）年9月18日に開催された全満都市対抗角道（相撲）大会をきっかけに、従来の満州相撲連盟を改め、全満角道会として再編し、1940（康徳7）年11月には満州帝国武道会角道部として吸収されている。

(3) 満州体育保健協会の設立

これらの組織とともに、1938（康徳5）年4月、満州体育保健協会が創設されているが、この協会の設立にも満鉄が深くかかわっている。その経緯は、次のようなものであった。

「本日茲に『満州体育保健協会』創立総会の開会に方り、些か設立委員会の経過と計画の大要を述べて報告旁々各位のご了承を願わんとす、惟うに本協会設立の動機は、本年四月一日創業三十周年に相当せる満鉄会社に於て、之が記念事業の一として、満州の主要都市に体育館を建設せんと議起りたるが、一方満州国に於ても、官民有力者間に体育館の設立を熱望しありし処、偶治外法権撤廃の記念事業として之が建設資金を上出せんとする意向ありたるにより、関係者協議の上、具体的計画を樹つる気運に進みたり。

茲に於て昭和十一年十二月二十三日、日満軍人会館に於て第一回懇談会を開きたるが、満州国政府並満鉄を首め、関東軍、大使館、関東局、協和会の関係者十七名の参会者あり、席上中西満鉄理事より懇談会開催趣旨について説明ありたる後、参会者より体育館建設のために『満州体育保健協会』の設立する必要を認め、これが基金の処理、体育館の建設方針及経営方法等につき種々懇談いたしたるが、爾後の具体的計画立案のために先ず『設立委員会』を設置することになり、委員十八名、幹事十三名の委嘱をみたり(委員長 今村関東軍参謀副長 筆者注)。爾来、幹事会を開催すること前後二回に亘り、慎重審議を重ねたる結果、去る(康德4年 筆者注)三月五日の協議会を最後に大要次のごとき決議案を作成す。⁽¹⁰⁾

そして、その「本協会設立の根本に関する件」で基本的な方針を明らかにしている。

「第一 協会は将来満州に於ける社会体育の中心機関たるの目的を以て、先づ体育館を設立するものとす

第二 体育科の擔導は精神的訓練を中心として、国民体位の向上と健康の増進とをを図るの方針に拠るものとす

第三 体育館は一年を通じて運動を為し得る様に施設し、特に満州の自然的環境に鑑み、冬季運動施設の欠陥を補ふことを方針とす

第四 単なる一部選手の利用に墮せず、一般の利用と之に依る国民の保健増進を主眼とし、適切な指導、施設を為すものとす⁽¹¹⁾」

また「施設内容に関する方針」では、「イ、民族協和の精神に基づき各民族の利用に就き充分の考慮を払ふこと ロ、選手養成を目標とせざること ハ、青年層にのみ偏することなく、幼児並婦女子をも対象とすること ニ、経営上の考慮を忘れざること……へ、戸外運動奨励の趣旨に反せざる様、其の施設に考慮すること⁽¹²⁾」と述べ、さらに「体育館建築計画内容ニ関スル件」では、体育館の施設・内容に関しての基本的な考え方を提示している。

「体育館の施設内容に就ては、……柔剣道の道場を始め、屋内プール・各種競技場・相撲場、児童遊戯場・レントゲン室、検査室・その他を有する外、附設としてカパート、スケートリンク・弓道場・テニスコート等を施設する方針にて、特に奉天には体育研究室を設置し、満州医科大学と連繫を取りて体育衛生の進歩、向上を図る方針なり。更に之が経営、運用に関しては充分利用価値を高むる方法を講ずる外、各館には指導員を配して精神的訓練を中心に各種体育の指導は勿論、館内の規律、衛生等に至る迄萬遺憾なきを期する方針とす。⁽¹³⁾」

満州体育保健協会は、その設立の趣旨により、第1期計画として奉天、ハルピン、新京、大連、チチハル、撫順、牡丹江の7都市を指定し、各地に体育館設置の実行委員会を設けている。

(4) 極東体育協会から東洋体育協会への再編

第10回極東大会終了後、極東選手権大会(東洋オリンピック)は、満州国を参加させようとする日本の策略によって1934(昭和9 康德元)年の10回大会をもって崩壊するとともに、極東体育協会は解体し、日本主導の東洋体育協会へと再編されていくが、それは、明らかに満州国をわが国のファシズム・スポーツ体制に取り込むことと、国際的な認知に向けての新たな謀略でもあった。大会期間中に開催された最後の極東体育協会の定期総会において満州国の参加に対し絶対反対として中国が退場した5月19日の翌日、大日本体育協会とフィリピン体育協会、さらにマニラ在住の木村総領事が加わって、極東大会の解散に関する声明を発表することと同時に、日本、フィリピンに加えて満州、中国、インド、仏印、蘭印、マレーを加えた新たな極東大会を組織することが話し合わ

れた。

その結果、極東体育協会に代わって東洋体育協会が設立され、1938（昭和13 康德5）年に東京で第1回大会の開催が決定された。康德元年10月10日、大満州体育連盟は、東洋体育協会の会長平沼亮三宛に対して正式に加盟手続きを行ない、ここに「満州国体育界の国際的進出の第一歩を印した⁽¹⁴⁾」ものの、この大会は、皮肉にも前年に自ら火をつけた日中戦争によって中止を余儀なくされることになる。そして、同年の12月14日に東京において第2回加盟国総会（第1回総会は、マニラの設立総会）が開かれ、満州国代表として大満州体育連盟の飯沢理事が出席している。また第3回総会は、康德2年4月21日に東京会館で開催されているが、満州国代表として久保田完三が出席し、そこでは、再度東洋体育協会として満州国のオリンピック参加をIOCに要求すること、さらに各国際競技連盟に満州国の加盟を促す推薦文を送付する旨を要望し、承認されている。

その結果、翌康德2年8月31日～9月1日にわたって開催された日本、ドイツ、ハンガリー、スイス、イタリアの5ヶ国による国際陸上競技大会が行なわれる前日の27日～28日に国際陸連委員会が開催され、席上、日本代表の山本忠興が「満州国の国情と建国以来著しい躍進をなしつつある陸上競技界の実情を示して、その加盟を提案⁽¹⁵⁾」し、1938（昭和13 康德5）年2月、ロンドンにおける国際陸連総会で満州国による加盟の意思表示がなされ、同6年4月1日に加盟手続きを完了するとともに、同年6月には満州国の国際陸連への加盟が仮承認されている。

(4) 日・満体育連絡委員会の設置

この段階で注目しなければならないことは、日満の体育・スポーツの癒着が体制的に確認されたことである。その一つは、日満体育連絡委員会の設置である。1935（昭和10 康德2）年2月18日、19日の両日、満州における日本側のスポーツ統括団体である満州体育協会と大満州体育連盟当事者との間に連絡委員会を開催し、満州地区におけるスポーツ統制問題についての意見交換がなされ、非公式ではあるが、次のような事項が取り決められている。

- 1 将来満州体育協会と大満州体育連盟を全面的に合同、編成することを理想とし、関東州をもふくめ、一体とした満州競技統制地区を形成すること。
- 2 これを実現し、相互の提携、連絡を密にするために日満体育連絡委員会を設置すること。
- 3 これを内部的に促進するため満州における日満選手を包含する大陸選手権（陸上競技）大会を年1回開催すること。
- 4 東洋体育協会に対しては満州競技地区により加盟することを原則とし、次の連絡会議には満州国案に関する原案を相互に持ち寄り、東洋体育協会に統一案を提出すること。
- 5 以上の原則を実現する一つの方法として、各満州居住民族が実施可能な団体体操を創出すること。⁽¹⁶⁾

(5) 日・満運動競技者統制協定の締結と東亜体育連盟の結成

こうした体制づくりは、満州における治外法権撤廃、行政権移譲によってさらなる具体化へと進んでいく。

「治外法権撤廃、付属地行政権の移譲に伴い、体育運動団体においても国策の根本趣旨に基づき、日満両国間における運動競技者統制に関する協定を結び、従来の満州における二元的統制を渾然一体とし、日満特殊関係に立って体育運動方面においても、満州国の独立性を強化することになった。協定締結にいたる経過を略述すれば、康德四年八月、満州国体育協会と大満州帝国体育連盟との意

見交換を行ない、九月八日、名古屋において開催された日満米国際陸上競技会に参加を契機として連盟田中主事が上京し、この問題について大日本体育協会専務理事 卿隆氏、理事末弘氏、その他関係団体役員との間に非公式に協定書交換についての趣旨、内容について協議し、両国が各々協定書の草案を作成し、康徳四年度内に協定書の交換を約束している。⁽¹⁷⁾

その後、同4年10月23日、大連において満州国体育協会側の役員と大満州体育連盟飯沢常務理事、田中主事との間で本協定書の細目についての意見交換が行なわれ、11月初旬に開催された明治神宮体育大会に際して上京した満州国体育協会理事村上国平が連盟代表に委嘱され、村上より大日本体育協会側に説明をするとともに、大日本体育協会は、鈴木武に草案を委嘱している。

11月21日に新京において日本側代表の鈴木、関東州側代表村上、満州国側代表の皆川豊治連盟理事のほか常務理事等が出席し、両国の草案を審議し、最終的な協定書の修正。この草案を大日本体育協会に送付、了承を得、12月28日、民生部において大日本体育協会代表の村上と満州国体育連盟代表の宮沢理事長によって調印され、ここに東亜体育連盟が結成されている。

この協定によって満州国内における日本人運動競技者は、民族協和の理念にしたがって満州国運動競技者として諸々の大会に参加することが可能になったが、それは、まさに満州国が日本ファシズム体育体制に収斂されていく途でもあったと言える。何故ならば、満州国が、この協定により明治神宮大会に参加を始めたことが、何よりも、そのことを物語っている。

また体協は、日米スポーツ交換も断絶したため、「現下の世界秩序に副ふべき運動競技会の新体制確立を目指し、……内外の社会情勢を凝視し」て、以下の事項について検討すべきであるとしている。

すなわち「一、国内体育運動体制の一元的整備を急速に具体化し、日本運動競技会の向ふべき方を明瞭にすべきこと、二、運動競技指導の国策理念を確立し、広汎なる国民体育運動となすべきこと、特に学校、軍隊、郷軍、その他を通じ一貫せる体力増強、保持を図る具体的施設を研究すること、三、対外関係の基調として東亜南洋関係における民族的体育運動思想を集中するため、東亜体育連盟の結成に着手すべきこと、四、独伊枢軸との体育文化提携及び日満独伊の交互開催を考究すること、五、オリンピック及び国際各競技連盟に対する革新的方策を研究、提唱し、その具体化を図ること⁽¹⁸⁾」である。

(6) 日満スポーツ・イベントの展開 ～東亜競技大会の創設～

こうした体育・スポーツの国家的な体制下を背景に、スポーツによる大衆の教化運動を繰り広げるため、康徳元年には以下のような各競技種目日（いわゆるスポーツ・デー）が設定されている。

卓球日 1月13日 バスケット日 4月28日 パレーボール日 5月5日
 ハンドボール日 6月2日 陸上競技日 6月9日 野球日 6月23日
 馬術日 9月16日 サッカー日 10月7日 ラグビー日 11月4日
 スケート日 12月16日

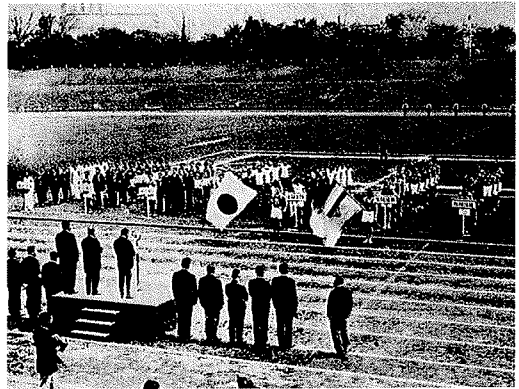
また康徳元年6月11日、秩父宮の訪満にともなって新京西公園競技場において陸上、サッカー、ラグビーの種目にわたって「秩父宮殿下奉迎競技会」が開催されている。さらに同年8月には都市対抗サッカー競技大会が開始され、以後、定期的で開催され、1941（昭和16 康徳8）年には全種目にわたる都市対抗競技大会へと拡大している。

翌2年4月14日に明治神宮において「日満国交の歴史的盛儀として、日満官民を挙げて祝福せる皇帝陛下の御訪日を記念し、且は極東大会参加問題以来の一部の誤れる日満体育関係を正すべき儀

礼をも兼ねて、大日本体育協会との間に皇帝陛下訪日記念日日満交歓競技会が成立⁽¹⁹⁾し、開催されている。陸上、バスケット、バレー、スケートの4種目、監督、選手45名は、康德2年3月25日に新京を出発。東京で合宿し、明治神宮での競技を終えて以降、17日と18日は京都、帰途には21日長府、23日には京城(現 ソウル)で、それぞれ交歓試合を行なっている。

1936(昭和11 康德3)年1月20日には大満州帝国スケート協会の主催のもとに吉林の松花江スケート場において奉天省、吉林省、北満、新京の団体が参加して第1回全満スケート大会が実施されている。また康德4年3月16日には、皇帝の下賜金によって設立されたハルピンの宣徳体育館の開館を記念して「宣徳体育館開館記念排球大会」が開催され、新京、奉天、ハルピン、吉林、黒龍江が参加し、バレー、バスケットでハルピン代表が優勝している。同年6月7日に満州建国5周年、満鉄創業30周年記念新京・大連駅伝

資料-4 日満交歓競技入場式



*『体育と競技』(昭和10年5月号)による

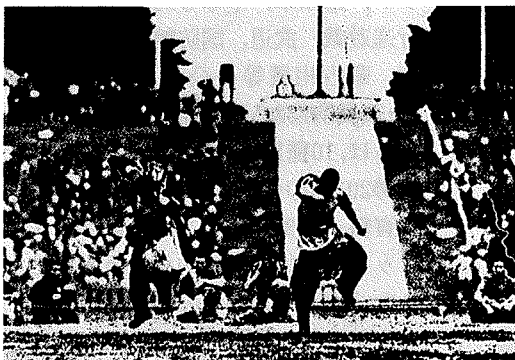
資料-5 東亜競技大会



百米競走決勝(一着吉岡選手)



總裁秩父宮同妃両殿下御台臨



蒙古相撲土俵入り



開會式(比島選手入場)

*『体育と競技』(昭和15年7月号)による

大会が新京、大連、奉天等の参加によって実施され、1位 大連、2位 奉天、3位 新京であった。

康德4年には、名古屋で開催された日米国際陸上競技会に満州国代表として3名が参加し、同年11月には新京で満華交換バスケットボール大会が開催されている。その他、日満の癒着を促進するさまざまなスポーツ・イベントが開催されている。康德元年6月、日本サッカー協会と大満州国体育連盟との間に隔年ごとに相互が招待するサッカー定期戦が成立し、第1回は、康德2年7月に日本代表の早稲田大学と新京で行なわれ、第3回は、1937(昭和12 康德4)年9月、満州国が訪日しているが、第4回大会以後は、日満総合交歓競技会や明治神宮大会等への参加によって廃止されている。

さらに、1940(昭和15 康德7)年6月5日から9日にかけて5日間、東京(明治神宮外苑競技場)で、また6月15日、

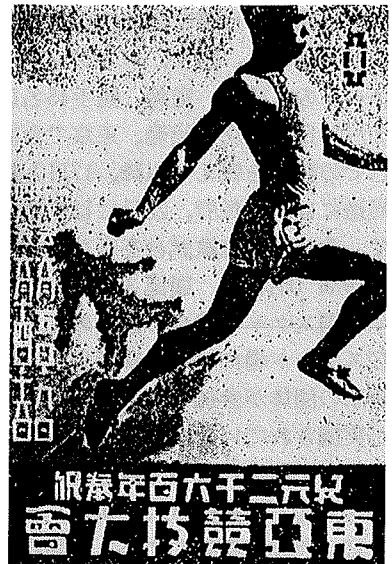
資料-7

東亜競技大会参加国および参加人員予定表

国 種 目	日 本	満 州	中 華	比 島	泰 国	布 哇	在 留 外 人	計
陸上競技	40	38	25	10				113
蹴球	11	17	17	16				61
ラグビー	15	23						38
ホッケー	11						15	26
送球	11						15	26
自転車	13	13						26
排球	12	13	13					38
籠球	12	13	15	11				51
野球	25	19		17		18		79
庭球	10	5		4	2			21
軟式庭球	10	12						22
拳闘	5			5				10
レスリング	5			5				10
卓球	10	10						20
ヨット	30			2			24	56
小計	220	163	80	70	2	18	54	607
役員	60	38	20	6	1			125
計	280	201	100	76	3	18	54	732

備考 「布哇」は「ハワイ」種目名は旧称とした。「送球」は「ハンドボール」
(編集部「前掲」前掲誌 48ページによる)

資料-6 東亜競技大会ポスター



*『体育と競技』(昭和15年6月号 46ページ)による

16日の2日間にわたって関西(会場 甲子園、橿原競技場、花園ラグビー場等)で皇期二千六百年奉祝事業として「東亜競技大会」(当初は「興亜」と呼称していた)が開催された。

参加国は日、満、華、蒙古、フィリピン、タイ、ハワイ 開催種目陸上競技、サッカー、野球、硬式・軟式テニス、ホッケー、ボクシング、ラグビー、バレー、バスケット、レスリング、ヨット、自転車、卓球等15種目、体操、行進遊戯、武道、国防競技、自転車訓練、蒙古相撲等の公演 参加予定選手・役員約732名)が開催され、満州国からは、10種目に選手163名、役員38名、総勢201名の代表団を送り込んでいる(資料-7参照)。これは、東京オリンピック中止後の代替的な大会として、また「東亜スポーツの新体制を確立せんとする一大契機として計画された⁽²⁰⁾」ものであった。

大会の組織は、厚生省、文部省、外

務省、鉄道省、内閣紀元二千六百年祝典事務局、国民精神総動員本部の後援のもとに、秩父宮を総裁に、副総裁米内首相、張満州国務総理、汪中央政府首席代理、ケソン・フィリピン大統領、会長に近衛文麿、副会長には坂谷芳男男爵、大久保東京市長、下村体育会長、名誉顧問として各国務大臣、貴衆両院議長等のほか、大会委員には、各省次官等が連ね、事務総長には末弘厳太郎が就任している。

そして、大会趣旨として「光輝アル紀元二千六百年ヲ迎へ、国運益々隆昌ナル此ノ佳キ年ヲ奉祝記念スル為、東亜友邦ノ青年代表ヲ招キ、勇健明朗ナル体育運動ヲ通ジテ相互ノ理解、親善ヲ増進スルト共ニ、新東亜建設ノ目的達成ニ資スベク東亜競技大会ヲ開催セントスルモノナリ⁽²¹⁾」

開会式は、明治神宮競技場で開催されたが、同大会の総裁である秩父宮は、「紀元二千六百年ヲ奉祝シテ茲ニ東亜競技大会ヲ開ク、善隣ノ諸邦ヨリ多数ノ青年遠ク来朝シテ此ノ盛挙ニ参加シ、一同和協本大会ノ成功ヲ希^ヲセルハ洵ニ欣快ニ堪ヘズ、余ハ諸子ガ終始公正、友愛ノ至情ヲ失フコトナク、平素鍛練セル技倆ヲ十分ニ發揮シテ、各其ノ技ヲ競ヒ、以テ運動競技ノ精神ヲ顕揚シ、且友邦親善ニ資センコトヲ望ム 若夫今日以後本大会ガ機因トナリテ此種競技大会ノ開催ヲ促シ、為ニ善隣友好ノ増進ニ寄與スルコトアラバ、其ノ幸慶タル、更ニ大ナルモノアラントス 諸子其レ之ヲ努メヨ⁽²²⁾」と挨拶している。そして、満州国選手団は、同年10月の第11回明治神宮国民体育大会に正式に参加することになるのである。

さらに1940(昭和15 康德7)年6月10日前後の一週間にわたって、二千六百年慶祝委員会、満州帝国協和会、大満州帝国体育連盟等の主催による「皇期二千六百年満州帝国慶祝中央体育大会」をかねた建国記念九回満州国体育大会が秋季大会と冬季大会として実施されると同時に、やはり「皇期二千六百年満州帝国慶祝興亜大運動会」が各市、県、旗等の約600ヶ所、200万人余を動員して開催されている。建国体操、舞踊、団体競争、余興競争、仮装競争等を主とし、他に武道、相撲を加えた種目に各民族の青少年をはじめ、一般老若男女が参加している。

ちなみに、康德4年7月15日に開催された満州国体育大会の予選を兼ねた全奉天省選手権大会の宣言文を引いておきたい。

「時將ニ炎暑ノ^お砌茲ニ第六回全奉天省選手権大会並ニ第六回満州国体育大会奉天省予選会ノ争覇ガ展開サレ、奉天市ヲ除ク省内12精銳男女二百余名ガ堂々……競フ今日ノ日ハ正ニススポーツ満州帝国躍進ノ颯爽タル英姿ヲ表徴スルスルモノナリ

由来体育ト競技ノ拡大、普遍ハ国民文化ノ進展尺度ヲ表示スル、更ラニ之ガ健全ナル普及、発達ハ国民保健ノ向上ト伴行シ、民心ノ作興ガ剛健ナル運動精神ノ活躍ニヨツテ涵養サレルコトハ云フ迄モ無イ

近時世界列国ノ達識ハ体育ト競技ヲ通ジテ平時戦備ノ充実方策ニマデ展開セシメツアル折柄、大会ハ、年ヲ累スルコト六次、此年参加人員ノ数ハ増シ、記録ノ躍進ハ目覚マシキモノガアル、即チ昨年ノ如キハ陸上競技ニ於イテ六種目ノ奉天省記録ト二種目ノ満州国新記録ガ更新セラレ、本年ハ更ラニ幾多ノ記録ヲ樹立スルデアラウト期待サレル、想ヘバ我奉天省ニ於イテモ体育満州国ノ厳然タル雄姿ヲ見出シ得ルデハナイカ

今ヤ世界ノ動勢ハ錯雜^{さくさく}分交ノ渦中ニアル、此ノ間ニ処スル吾等青年ハ公明ニシテ、而モ純正ナル体育ト競技ノ分野ヲ濶化シテ、旺盛剛健ノ身心ニ則シテ強靱ナル五族結合ノ実ヲ挙げ、以テ国家ノ発展ニ資スル所アリ度イ

吾等ノ熱望ニヨリテ生誕シタル東洋体育大会ノ開催ハ早ヤ一年後ニ迫リ来ツタ、即チ今次大会ハ東洋大会ノ満州国第一次予選会トサレル故ニ、我省ヨリモ国際的優秀選手ノ輩出ヲ期待シ、堂々本

大会ヲ挙行スル所以デアル、而シテ吾等ハ東洋大会生誕ニ当リ、絶大ノ支援ト努力ヲ払イシ友邦日本ノ信誼ニ報ヒル為ニモ、旗鼓堂タト馬ヲ進ムヘキ責務ヲ痛感スル

本大会参加ノ諸君ヨ！望ムラクハ正々堂々真技ヲ盡シテ、良ク本大会ノ意義ニ応ヘ、權威ヲ保チ、酷暑ニ打勝チ、光輝アル成果ヲ取メヤウデハナイカ、⁽²³⁾」

この他、康徳5年8月27日と28日の2日間にわたって水泳、テニス、軟式テニスの3種目による鮮満交換競技会が実施されているが、この大会は、第3回大会まで行なわれており、種目も康徳6年の第2回大会（京城）では陸上、野球、バスケット、サッカー、卓球、ラグビー、体操が加わり、第3回大会は、新京で開催されている。

一方、康徳6年2月5日、6日には奉天で日満水上交歓競技大会が、続いて3月31日から6日間にわたり新京国立南嶺総合グラウンドおよび奉天国際競技場で日満交歓大競技会が開催されている。さらには同年8月31日から6日間、やはり新京国立南嶺総合グラウンドと奉天国際競技場で日満華の交歓競技大会が開催されており、大会副総裁である総務長官の星野直樹は、大会最後の日に次のように挨拶している。

「今回日満華交歓競技大会が開催せられ、三国選手諸君の三日間の奮闘の後、今日茲に目出度其の終了を見るに至りたることは、私の最も欣快とする所であります。

今回の競技会は不幸にして天候に恵まれず、各競技者は悉く豪雨と泥濘の中に戦はざるを得ず、競技は極めて困難なる状態の下に行はれたのであります。三国選手の精神は良く之の悪条件を克服し、各競技共極めて元気良く、又正々堂々と見事なる結果を以て之が終了を見るに至りましたことは、之れ実に興亜青年の天を衝く意気を全世界に示し得たものとして、我々の誠に愉快の情禁じ得ざる所であります。

蓋し今回の交歓大会は、之れ実に今や建設の途上にある新東洋の先駆であり、又其の縮図であります。然かも我々今建立せんとする東洋も、今回の競技と同様、幾多の障碍と困難の中に建設を進められつつあるのであります。新東洋は、豪雨と泥濘との中に建設せられつつあるのであります。

而も我々此豪雨と泥濘とを冒して其の建設を成就し、やがて今日の如く最後には秋晴れわたりたる中に其の動かざる雄偉なる姿を現出するに至ることを固く信じて居るものであります。

而して今回の大会は、即ち其の輝しき予告であると思ひます。茲に私は本大会の成功を祝し、三国選手の苦闘に感激の情を述べると共に、新東洋の輝しき建設の速やかなる達成を記念して選手諸君を送る辞とします。⁽²⁴⁾」

こうした日満のみならず、枢軸国との癒着も指摘される。例えば康徳5年4月25日には、イタリア・ファシスト党の親善使節団が渡満した際、イタリア・オリンピック委員代表のプッチオ・プッチの歓迎会を行ない、満州体育の現状を紹介している。

(7) 建国体操の制定と実施

康徳2年には建国体操を制定しているが、これは、訓令に明らかにされているように、国民大衆を日満を中軸とする東亜新秩序体制に総動員する方策の一翼を担うものであった。この体操は、日・満体育連絡委員会の決議に基づき、2月23日、満州国、関東州、満鉄より選ばれた委員によって作成され、第1回訪日宣詔記念日の当日、新京において公開されている。

そして7月25日附文教育部訓令（第71号）「建国体操制定認可ノ件」によって国民体操として全国国民実施の指令が通達され、さらに康徳3年4月2日になって訓令「建国体操日設定ノ件」（第20号）により建国体操日として毎年3月1日、5月2日、9月18日の3日が建国体操日として決定され、体

操の実施が強制されたのである。両訓令は、こう述べている。

「今次大満州帝国体育連盟が回鑿訓民詔書渙発ノ為、制定シタル建国体操ニ関シ本部ニ於テ審査ノ結果、之ヲ許可シタルヲ以テ、貴省長、市長、ハ所属学校及社会教育機関ニ転令シ、可及的範圍ニ於テ之ガ実施ヲ督促シ、以テ国民体育ノ向上ニ資スベシ、此ニ令ス 文教部大臣 阮振鐸^{げんしんたたく}」（「建国体操制定認可ノ件」）

「曩ニ本部訓令第七一号ヲ以テ令達セル建国体操普及ニ関シ、本年度ヨリ左記要項ニ基キ、同体操日ヲ設定セルニ付テハ貴省長、市長、ハ一般学校並ニ社会教育機関ニ令達シ、之ガ実施ヲ督励シ、以テ所期ノ目的達成ニ努ムベシ 文教部大臣 阮振鐸²⁵⁾」（「建国体操日設定ノ件」）

またこの康徳2年5月に開催された日本の体育運動主事会議において日滿の特殊関係にもとづいて日滿に関係のある記念日には、日本においても建国体操を実施するよう建議され、決定された。

その結果、全日本体操連盟の主管のもとに陸軍省、文部省、対満事務局、陸軍戸山学校等の後援によって日本国民保健協会が中心になって、昭和12（康徳4年）年9月18日の満州事変五周年記念日に第1回建国体操会が日本全国で実施されるようになった経緯がある。

そして同年末には日本国民保健協会が日本建国体操を制定し、日本のみならず、満州国においても同体操の普及、実施が強化されることになるが、この建国体操の趣旨についてこう述べている。

「近頃頻りに我が国民体位の向上が叫ばれるが、其の積極的の方策としては、国民の誰でも、即ち老若男女を問はず、実行の容易な体操を普及、奨励するの外はないと思ふ。然るに、従来の体操の多くは、其の形態を西洋から取り来たって、言はば西洋人の生活から生まれ出たものを借りていた感があった。而も体操の実施に当っても、自分の健康を増進するのだと言ふ程度の自覚しかなくて、そこに精神、魂が吹き込まれていない憾があるのである。

日本の土地から芽ばえ、日本国民の生活の中からにじみ出た日本的な体操が生まれ出て来なければならない。国民生活を基礎としての体力の向上と、更に之を通して国民の精神的鍛練を資するに足る、物心一如の真の国民体操が案出せられなければならぬと思う。何らの精神的意義もなしに、徒に手足を運動させておる体操ほど無意味なものはない。然らば此の様に魂を入れ、精神的意義を有たせるとすれば、悠久三千年の昔に溯って八紘一宇の大理想ある建国精神の外に求むべきものはない。斯くの如く建国体操は純日本的なものであって、之を実施する人は其の一挙手、一投足を通じて建国精神を具現し、国運の発展に寄与しようと言ふ熱意に燃えて体操するところに従来のものと異なった意味があるのである。

而も其の動作は古武道の型から採ってあるために手、足首、腰といったやうに、突くにしても、打つにしても全体的な、総合的な全身運動である点が特色である。即ち建国精神具現の熱意と古武道の型による動作と言ふ自覚が伴ふところに、建国体操の意義があり、特色がある訳である。そこで建国体操の実施には一貫した行事が必要なのである。先ず建国体操前奏歌を合唱して建国精神を心の中に燃し、次に体操を行ふ。其の後に建国讃歌を謳ふのである。此の行事に依って初めて心を一にし、共同の動作を行って、身心一如の鍛練ができると思ふ。⁽²⁶⁾

また、その特徴については、こう記している。

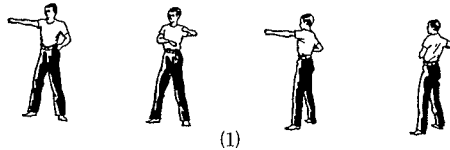
「建国体操は、日本武道の術を採り、之に体操の形式を与へて組織したものであって、日本武道の精神を以て其の精神とする。日本武道は、武術を修業して自己を完成し、以て尽忠の誠を体现することを本義とする。

建国体操の目的は、体操に依って身体を錬成し、霊を磨き、以て皇運不扶翼の一途に参ずるにある。抑も建国体操の形式は、之を武道にとってあるから、常に对手を予想して之を突く、打つ、切る等

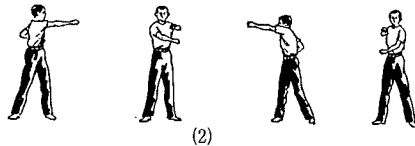
の動作をするが、この目的物もやがて周囲の障碍と置換えられ、困苦の万難を征服して所信に向ひ、勇往邁進する態度となり、更に、内々は、自己の神性の正しき発動を妨げる小我を対象として、是れが克服、粉碎を期しつつ動作することになる。なほ建国体操は、攻撃の目標を自己の前方、側方、下方、その他の方向にとってあるから、随って之が撃破の溜めに、体を諸種の方向に伸ばし、捻ることになり、自然是等の動作が体操の作用を為し、その結果、身体の修練になる。斯くの如くにして、この建国体操は、精神錬磨の方法となりて、身体強化の手段となるのである。建国体操の運動の特徴を列挙すれば、概ね次の如くである。

資料—8 建国体操図の一例

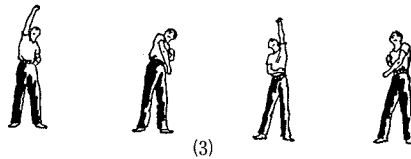
(1) 前突の運動



(2) 側突の運動



(3) 上突の運動



石橋武彦・佐藤友久『増補 日本の体操—百年の歩みと実技—』
(不味堂出版 1966年 692～693ページ) により作成

(1)各動作は一々障碍を仮想し、之を撃破せんと意志しつつ行ふ為に、意志強化の上に大なる効果がある。(2)各動作に突く、打つ、切る等の直接的な目的がある為に、運動が真剣になる。(3)建国体操は、前操、後操及び終操の3つの部分から構成されているが、その内、前操と終操と結び着けても、夫々一連の体操体系が成立する。(4)自己防衛の基本的技術の修練が出来る。⁽²⁷⁾

ところで、この建国体操について大谷武一は、次のように言っている。

「建国体操は、一つの時代の要求に合致したせいもあると思ふが、関係各位の非常な御支援に依り、文字通り、燎原の火の如く勢ひで、全国津々浦々に広がり、更に海を越えて大陸にまで発展したことは、建国体操の同人の一人として感激に堪えない。……満州の吉林省では、建国体操を青年学校の正課体操に採用したといふ話を聞いている。満鉄でも青年社員は之れを実行している。

建国体操の特徴の中で、最も誇り得るのは、建国体操が日本に生まれた、純日本式の体操であるといふことである。爾余の体操は、名が何とあらうと、何れも、西洋の体操そのまゝか、その焼直

しかであるのに対して、建国体操は、生粋の日本体操である点である。……

昨年の秋、満州国へ出張の砌、牡丹江のある会場で、建国体操の指導をした際、自分が、建国体操の突の威力に就て話したのに対し、会員の一人がすうくと立上がって、『自分は現に国境近くの少年義勇隊の指導員をしているが、建国体操は日本に居る時に習ったので、義勇隊の少年には、ずっと建国体操をやらしている。ところが勢いのよい少年の事とて、時々喧嘩をする。その時には、建国体操の技を利用(?)して行ふので、たまには大きな被害も生ずる。先達も、小柄な少年が、大きな青年青年の肋骨を二枚折った事件が起りましたが、確かに建国体操はきゝます』と述べて、技の威力を説明してくれたので、満堂の者が、一度に嗤笑したわけだった。……

物質文明の発展に伴ひ、生活の機械化、複雑化に極度に悩んだ近代人が、自然的なるもの、純粹なる物への欲求を示す事は、世界共通の事実であるから、体操にしても、現代人の欲求に即応して構成されなければ効がない。建国体操は、素朴的であり、原始的であり、単純であり、人間的である。これ建国体操が、誕生後僅か二年そこそこの内に、ラジオの威力も借らずに、今日の普及を致した所以である。⁽²⁸⁾

ところで、実際にはこの建国体操がどのように行なわれていたのか、ある回顧談があるので、参考のため少々長くなるが引いておきたい。

「ラジオが普及すると、ラジオ体操と名付けるものが始まって、毎朝方一、二、三、四と盛んに軽いリズムが、寢床の中にも伝わって来たものだ。満州建国も既に古いことではあるが、王道楽土建設に燃える若人が熱情を傾けていた頃、文教部のK氏の発案で、建国体操というのが奨励されて、田舎のすみずみの村公所あたりでも、毎朝袖の長いだぶだぶの満服を着込んだ老村長から協和服にオールバックの若い吏員迄、零下三〇度の庭にならんで、

建国体操！ 第一操予備！ 開始イ！ アル、サン、スウ、イー、アル、サン、スウ
てな調子で、新興満州を謳歌したものである。その後国際情勢も変化し、共産八路の進攻がようやく本格化し、熱河も秘境だ等とのんびり出来なくなって来て、集団部落結成、集家工作の徹底、無住地帯の設置、拠点警察の充実等、治安の確立が省是の第一に挙げられ、県も協和会も合作社も、一切の機関が挙げて総動員された頃に、省の総務科長に着任したのが、かつての文教部のK氏。……早速かつての建国体操にならって滅匪体操なるものを発案し、自ら毎朝の朝礼にこれを指導し、盛んに八路打倒の氣勢を挙げたものである。

滅匪体操！ 第一操！ 用意！ 八路をヤツツケロ！ ヤアー！
極寒零下二〇度と言うに、上衣を脱ぎ、ヤアー ヤアーと勢い込んだ省職員の体操振りを眺める連中。短い上衣に軍刀をがちやつかせた日本軍将校曰く、

『仲々元気ですね、あの勢いで八路をやっつけて下さい。どうも八路は仲々手強いから……』

講習にでも出てきたらしい田舎の県の満系吏員の曰く

『喉！ 我還不詳建国体操！ 還是講習滅匪体操広？』

アイヤー！ まだ建国体操もはっきり覚えていないのに、また滅匪体操も覚えなければならない？ 朝早くから商売上の特売品でも買いに来たらしい謀店主の声。

『やれやれ！ ご苦労様でした。ストーブの火を焚いて置きましたから……仲々滅匪体操は結構ですね！』

『日軍も満軍も警察も一般行政官も一丸となって熱河モンロー主義の旗の下に。これが大東亜戦争に寄与する熱河の姿であり、満州西南の要衝たる熱河の使命である』

……滅匪体操！ 第二体操用意！ 今日晴天である。滅匪体操の元気な掛声が寒空に響き渡

る。(29)」

(8) 体育週間と青少年体力検査の実施

ところで、年に始まった体育週間は、その後毎年実施されているが、例えば康徳4年8月25日の通達「体育週間ニ関スル件」（民生部大臣 孫其昌）によると「四、注意事項」として以下の点が強調されている。

1. 映画、ピラ、標語等による宣伝の外、実行に重点を置き、簡単なる体育、運動にても児童、其他一般に実行せしめ、体育に関する興味、関心を体験せしめること
2. 建国体操、其他の体育運動事項を体育週間以後も引続き永続的に実施し得る如き方法を講ずること
3. 学校体育運動は技術的に一層向上する様指導すること
4. 運動場、其他の体育施設の必要なる所以を民衆に知らしめ、地方民より自発的に体育施設の世論を喚起せしむる様指導すること
5. 運動会、其他競技の場合に於て特に民族協和に注意し、勝敗に熱するの余り、民族協和の精神に反することなき様指導すること
6. 冬期を目前にし、冬期期間の体育運動並びに衛生に関する注意を喚起すること⁽³⁰⁾

そして康徳5年に実施された体育週間の特徴的な点は、「健全なる国民体育運動を普く国民の間に実施し、常に体力向上と民族協和に対する関心を喚起せしめ、以て国家興隆の基礎たる人的資源の強化、拡充を図る⁽³¹⁾」という観点から「市、県、旗民体育大会」、「各種運動競技会」、「青少年体力検査」が実施されていることである。

「一、市、県、旗民体育大会

1. 大会内容は建国体操、其他団体的運動を主体とし、成可く多人数を参加せしめ、規律ある統制下に団体的訓練を実施し、之を通じて市県旗民に対する民族協和の実を挙ぐること
2. 勝敗を競ふ競技は一部選手の如き少数者を対象とせず、成可く多数者の参加し得る種目を選択し、且つ勝敗に拘泥することなく、和氣藹々裡に体育運動に対する興味を体験せしむる様、適當なる実施法を講ずること
3. 本大会参加者は学生を除きたる一般市、県、旗民を主体とするを原則とするが故に、努めて之等一般民衆を参加せしむる方途を講ずること……

二、各種運動競技大会の開催

1. 蹴球、排球、籃球、陸上競技、其他一般民衆に普及せる運動種目別競技会を開催し、競技精神の涵養と健全なる運動競技の普及、発達に努めること
2. 特に競技参加に際しては、競技者は競技精神の本領を辨へ、徒に勝敗に熱する余り、民族協和の精神に背馳せるが如き結果に陥らざるやう指導すべし

三、青少年体力検査の実施

本体力検査は国民の中堅たるべき青少年に対し、一定の体力標準を與へ、之が標準を征服したる者に対しては、心身共に国民の中堅層たるの資格を有するものと認め、市、県、旗より体力優秀証を授与するものとす⁽³²⁾」

その体力テストの種目は、男子が5,000メートル走(27分以内)、30キロ重量運搬(200メートル)、建国体操第一、第二、女子は2,500メートル走(25分以内)、14キロ(7キロを2個)重量運搬(200メートル)、建国体操第一、第二があるが、例えば建国体操の評価基準は、次のようになっている。

「検査者は受験者の体操演技を観察したる後、左の条件を総て満足したりと認められた場合に於て、該受験者は本種目を完了せるものとす

- (イ) 伴奏曲又は呼称によりて第一、第二操を夫々連続して演技するとす、但し第一操と第二操との間には若干休憩時を置くを可とす
 - (ロ) 体操の個々の動作は正確なるを要し、各操共に始より終まで滞みく連続実施し得ること
 - (ハ) 第一操に於ては受験者の身体の柔軟性を、第二操に於ては身体の強靱性を観察し、以て身体修練の顕著に認めらるるを要す
- (ニ) 演技は各操共に只一回の試技を許さるるものとす⁽³³⁾

また、この康德5年から全国的な体力測定も実施されているが、それは、まさに国民体力総動員運動の一翼を担うものであったことはいうまでもない。

あとがき

こうした満州国の体育の現状について東亜同文書院支那研究部員の山崎伊太郎は、次のように記している。

「満州国に於ても、北支に於ても体育運動の根本理想とするところは、肉体の錬成と併せて体育を通じて国家観念の養成、堅忍不拔の気象、規律の良習を養ひ、協同団結の精神を涵養し、民族の協和力に富んだ国民的性格を創ることに重点が置いてあることを感知する。之れが為日本人競技者も名実共に民族協和本質に従ひ、而も一徳一心不可分の関係にある両国体育運動を一層密接にして、両国平行的向上を期する希望にある。

尚、建国の根本理想の下に建国精神を理解せしめ、且つ強化し、又国情に従ひ、併せて気候、風土を考慮して之れに適応させ、国を背負ふべき青少年を中心として実践躬行に重点が置かれ、更に注目する点は武道を通じて義勇公の精神を養ひ、且つ質実剛健の土風を養ふことであり、又体育立国を標榜して名実共に其現実に邁進してあることである。⁽¹⁾

ところで、「朝鮮植民地統治政策における『融合同化』政策から『内鮮一体』政策をへて『内鮮一如』の『皇民化』政策への転換の節目が、満州事変、日中戦争、太平洋戦争（大東亜戦争）の開始と連動し⁽²⁾」ているが、日本の植民地的外縁として東亜新秩序建設が明確にされたのは、1938（昭和13）年のことである。しかし、それ以前に、すでに大満州帝国体育連盟のスポーツ政策理念や日満の癒着によるさまざまな協定・スポーツ・イベント等にうかがい知れるように、この東亜新秩序体制を支える「資源圏」、「補給圏」とともに、スポーツ「文化ノ融合」と「文化圏」の形成が不可欠な条件として認識されていることを示すに十分である。

凡 例

- 一、旧字体を一部新字体とした。
- 一、西暦、満暦、和暦を並記した。
- 一、カタカナ文を一部ひらがな文とした。
- 一、ルビの一部は引用者とする。

注

1, 帝政の実施と溥儀の訪日

- (1) 『満州国史 総論』 419ページ
- (2) 同 前 420ページ
- (3) 『満州建国十年史』 23ページ
- (4) 『満州国史 総論』 422ページ
- (5) 『満州建国十年史』 683～684ページ 傍点筆者
- (6) 『満州国史 総論』 567ページ
- (7) 同 前 567～568ページ

2, 大満州帝国体育連盟の設立と日満ファシズム体育体制の強化

- (1) 民生部『満州国体育行政概要 上』1939（康德6）年 224ページ
- (2) 同 前 226ページ
- (3) 同 前 229ページ
- (4) 同 前 229～230ページ
- (5) 同 前 258ページ
- (6) 『満州建国十年史』 881ページ
- (7) 『満州国体育行政概要 上』 258ページ
- (8) 山崎伊太郎「満州国及北支に於ける民族体育と其現状並に施設に就いて」『支那研究』1940年5月号臨時増刊 93ページ
- (9) 民生部『満州国体育行政概要 上』 258～259ページ
- (10) 同 前 271ページ
- (11) 同 前 272ページ
- (12) 同 前 273ページ
- (13) 同 前 273～274ページ
- (14) 『満州建国十年史』 901ページ
- (15) 同 前 902ページ
- (16) 同 前 890～891ページ
- (17) 同 前 884ページ
- (18) 「運動欄 『東亜体連』を結成し、力強い体協の新発足」『体育と競技』昭和15年9月号 102ページ
- (19) 『満州建国十年史』 876～877ページ
- (20) 浅川正一「東亜大会 陸上競技の印象」『体育と競技』昭和15年7月号 45ページ
- (21) 編集部「紀元二千六百年奉祝 東亜競技大会の内容」同前誌 昭和15年6月号 46ページ 末弘巖太郎（1898～1950年）は、大分県出身で、一高を経て東京帝大法学部を卒業し、東京帝大教授を勤めるとともに、大正11年に日本体育会常務理事、同13年、日本水泳連盟の設立と同時に会長となり、大正13年の明治神宮体育大会の創設に深くかかわっている。昭和4年には明治神宮外苑プール建設奉獻運動を起し、竣工させている。戦後は、大日本体育協会理事として国民体育大会の創始に関与する。
- (22) 野口源三郎「東亜民族の体育祭典総評」同前誌 昭和15年7月号 38ページ
野口は、この大会の意義をこう賛美している。
「学校体育界に体練科が其の全貌をデビューしやうとしている時、スポーツ界には我が国未曾有の東亜大会が將に一ヶ月に迫って来た。東亜大会が皇期二千六百年奉祝の記念事業たるは論を俟たないが、同時に其の内容に於て甚だ意義深きものあることを思ふ。先づ第一に参加国に於て東洋六ヶ国を数へ、実施競技に十五種目を含み、外国選手は約五百、これに日本選手を加へては一千、將に其の内容に於ては、曾って行はれた極東大会に遙かに優り、小オリムピック大会の概がある。時正に一方に於ては中華に新国民政府の樹立を觀たる際、こゝに本大会が開催されるのは、新東亜建設は先づ体育文化よりの感無き能はずである。

六月五日より五日間、神宮外苑を中心として六ヶ国の若人が力と意気とを襲ふ壯観は日本を盟主とした東洋の意気を如実に象徴するものでなくて何であらう。大会に日章旗を翳して参加する五百の健児よ、此の際、胸に強き友情を燃やしつゝも、他方堂々完勝を期し、以って日本青年の意気を遠く全世界に誇示する覚悟を以って貰ひたい。」(「巻頭言 東亜大会の意義」 同前誌 昭和15年5月号)

また事務総長の末弘も、大会の終了式にこう述べている。

「記念すべき此の年に於いて我国は外諸民族と手をつないで東亜人の東亜を建設せんと努力を致して居ります。又内に於ては国力の充実を計り、特に国民体力の向上に萬全の力を盡して、この大会が幸にも此の二つの目的達成に資するところ少なからざりしを痛感し、百年後の我が大日本帝国、更に進んでは大東亜の運命を擔はるべき青年諸君に特にこの大会に依って生じたる成果につき思ひを致して戴きたいと言ひ送る次第であります。」(野口源三郎 前掲 44ページ所収)

- (23) 大満州体育連盟奉天省事務局『第六次奉天省田徑賽・女子排球選手権大会兼・東洋大会満州国第一次予選会・第六次満州国体育大会派遣選手詮衡競技会』康徳4年7月15日 2～3ページ

- (24) 『満州建国十年史』 905ページ

その星野は、「教育の再認識」(満州帝国教育会『建国教育講演集』第1輯 康徳6年)のなかで次のようにも述べている。

「今日個人は国家の一分子としてのみ存在し、活動し得る。従つて個人の活動は常に国家全体の理想達成の為に捧げられねばならぬ。……所謂滅私奉公が今日の最高道徳であります。……各個人の強力なる活動が総合組織せられて立派な国家活動が想像せらるゝのであります。……之を要するに今日最も必要なることは、国民各自が精神的に強くなると云ふことであります。……強き精神力は強き身体を基礎とすることです。健全なる精神は健全なる身体に宿ると云ふことは千古不磨の真理であります。強健なる身体に基いて一身を何時でも犠牲にすることが出来、又與へられたる特分に対して自己が国家の重責にあると云ふことを常に考へて凡有工夫、努力して積極的建設に努める。之即ち精神力旺盛なる人間であつて、而して如斯人間を作り上げることが、今日の教育の根本であり、その根本の上を立てて初めて国家有用の材が出来ると思ふのであります。」(6～7ページ)

- (25) 『満州国体育行政概要 上』 35～36ページ

- (26) 石橋武彦・佐藤友久『増補 日本の体操一百年の歩みと実技一』不昧堂出版 1966年 690～691ページ

- (27) 同前 691ページ

- (28) 「三つの希望」『体育と競技』昭和15年1月号 2～5ページ

- (29) 川村輔正「熱河の滅匪体操」満州回顧集刊行会編『あゝ満州へ国づくり産業開発者の手記へ』農林出版 1965年 146～147ページ

- (30) 『満州国体育行政概要 上』 48～49ページ

- (31) 同前 49ページ

- (32) 同前 53ページ

- (33) 同前 59ページ

あとがき

- (1) 前掲論稿 115～116ページ

- (2) 大江志乃夫「近代世界の形成と植民地」岩波講座『近代日本と植民地1』1992年 27ページ

その他の参考文献

藤原 彰『太平洋戦争史論』青木書店 1985年

古谷哲夫『日中戦争』岩波書店 1896年

入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂 1986年

江口圭一『十五年戦争小史』青木書店 1986年

五味川純平『「神話」の国の崩壊』文藝春秋社 1988年

武藤富夫『私と満州国』文藝春秋社 1988年

万 峰『日本ファシズムの興亡』六興出版 1989年

秋水芳郎『満州国 虚構の彷徨』光人社 1990年

池井 優『オリンピックの政治学』丸善ライブラリー 1992年

岩波講座『近代日本と植民地1』1992年

「満州国」教育史研究会編『「満州国」教育史研究 No.1』東海教育研究所 1993年

（平成6年8月31日受理）